

教育利用版

令和5年度 利用のご案内

～幼稚園・認定こども園（教育利用）～

もくじ

1. はじめに

- (1) 令和5年度の年齢別クラス 1 P
- (2) 子ども・子育て支援新制度について 1 P

2. 入所手続きについて

2 P

3. 新制度に移行している施設への

入所を検討している方へ

- (1) 幼児教育・保育の無償化について 3 P
- (2) 副食費の免除について 3-4 P
- (3) 入所後の手続きについて 4 P
- (4) その他 4 P

4. 新制度に移行していない施設への

入所を検討している方へ

- (1) 幼児教育・保育の無償化について 5 P
- (2) 副食費の補足給付について 5 P
- (3) 入所後の手続きについて 5 P

5. 預かり保育の無償化について

- (1) 対象者 6-7 P
- (2) 無償化となる範囲 7 P
- (3) 給付認定申請について 7-8 P

6. 施設一覧

9-10 P

★ 提出書類チェックリスト

11 P



プロフィール

誕生日 3月3日
年齢 永遠の33歳
出没地 三才駅ほか

ながの子育て応援キャラクター

サイマル



長野市 こども未来部 保育・幼稚園課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地（第二庁舎2階）

TEL 026-224-8031（直通）

FAX 026-264-5355

ホームページ <https://www.city.nagano.nagano.jp>

1 はじめに



(1) 令和5年度の年齢別クラス

利用申し込みにあたってのクラス年齢は令和5年3月31日時点での年齢です。年度内に誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

幼稚園・認定こども園（教育利用）（以下、教育施設という）へ正式に入所ができるのは、3歳になる誕生日の前日からです。

◆ クラス年齢表

クラス年齢	生 年 月 日
満3歳児	令和2年(2020年) 4月2日 ~
3歳児（年少）	平成31年(2019年) 4月2日 ~ 令和2年(2020年) 4月1日
4歳児（年中）	平成30年(2018年) 4月2日 ~ 平成31年(2019年) 4月1日
5歳児（年長）	平成29年(2017年) 4月2日 ~ 平成30年(2018年) 4月1日

施設によっては、満3歳に達する前から2歳児として受け入れている場合もありますが、3歳になる誕生日の前々日までは、認可外としてのお預かりになります（2歳児受入の実施状況は、9～10ページに掲載の施設一覧でご確認ください）。

(2) 子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度という）は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために平成27年4月にスタートした制度です。

現在、長野市内の教育施設は、この新制度への移行状況によって、「新制度に移行している施設」と、「新制度に移行していない施設」の2つ*に分けられます。

◆ 新制度に移行している施設

《幼稚園》

- パドマ幼稚園
- 若草幼稚園
- こどもの森幼稚園

《認定こども園》

- 長野ひまわり幼稚園
- 芹田東部こども園
- 信学会栗田こども園*¹
- 古牧東部保育園
- 旭幼稚園
- 吉田マリア幼稚園
- 信濃ひまわり幼稚園
- 朝陽学園
- 臯月かがやきこども園
- 信学会若槻こども園*¹
- ひかり園
- 長野北幼稚園
- 安茂里幼稚園
- 小市こども園
- 豊野みなみ
- 円福幼稚園
- 松代幼稚園
- 若穂幼稚園
- 川田
- フレンドこども園
- ころぼっくるこども園*¹
- 川中島こども園*¹
- 丹波島こども園
- なかじょう保育園

*1 令和5年4月認定こども園へ移行予定（名称は令和4年9月1日時点）

◆ 新制度に移行していない施設

《幼稚園》

- 長野幼稚園
- ルンビニ幼稚園
- 長野あけぼの幼稚園
- 古牧あけぼの幼稚園
- あかしや幼稚園
- 和光幼稚園
- 古里中央幼稚園
- 昭和幼稚園
- みかさ幼稚園
- 裾花幼稚園
- 篠ノ井幼稚園
- 俊英幼稚園
- 東長野幼稚園
- 南長野幼稚園

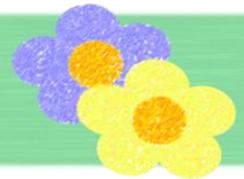
※教育方針・教育内容は施設ごとに異なりますが、新制度に移行している・移行していないを理由に優劣があるものではありません。

手続きが異なることから、本書においても、「新制度に移行している施設」と「新制度に移行していない施設」で一部のご案内が分かれています。利用（希望）施設が区分される方のご案内を確認のうえ、お手続きをしてください。

★教育施設を利用する際に必要な認定

	施設を利用するための認定（2P）	預かり保育の無償化を受けるための認定（6～8P）
新制度に移行している施設	教育・保育認定（1号認定）	施設等利用給付認定（新2号・新3号認定） ※利用申し込み後に追加申請可能
新制度に移行していない施設	施設等利用給付認定（新1号認定）	

2 入所手続きについて



～新制度に移行している施設・移行していない施設共通～

◆ 申請期間

令和4年10月20日(木)～(施設の定める日)

◆ 申請方法

● 申請先

利用を希望する施設

※保育施設と併願する場合は、『令和5年度 利用のご案内 ～保育利用版～』(8ページ)

「⑥施設を併願する場合」をご覧ください。

● 提出書類

・施設指定の書類 →詳しくは利用(希望)施設へお尋ねください。

・給付認定申請書 兼 利用申込書 ・マイナンバー記入用紙

・該当の方のみ提出が必要な書類

→詳しくは「提出書類チェックリスト」(11ページ)をご覧ください。

◆ 提出にあたっての注意事項

①提出書類について

- ・申請の際は、施設が定める書類に加えて、長野市が定める必要な書類を不備なく揃えてください。
- ・マイナンバーの提出について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、父母及び申請児童のマイナンバーの提出が必要です。また、なりすましなどを防止するために、申請時にマイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)と、番号の正しい持ち主であることの確認(本人確認)を行います。
『マイナンバー記入用紙』に給付認定申請書の「申請者氏名」欄に記載された保護者の番号確認書類と身元確認書類の写しを貼付し提出してください。
- ・提出を受けたマイナンバー及び特定個人情報、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務に使用するものであり、法令で定めるものに必要な目的の範囲内で取り扱います。
- ・ひとり親世帯で、その事実が児童扶養手当の申請状況等から確認できない場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の提出を依頼することがあります(外国籍の方は独身証明書とその和訳)。また、離婚調停(裁判)中であって、かつ別居していることが家庭裁判所交付の事件係属証明書及び住民票上で確認できる場合に限り、相手方の書類の提出は必要ありません。
- ・預かり保育の無償化を希望する場合は、『給付認定申請書』を提出する際に、保育を必要とする理由を証明する書類を添付することで、同時に施設等利用給付認定の新2号・新3号について申請をすることができます。詳しくは、「5 預かり保育の無償化について」(6～8ページ)をご覧ください。

②利用の決定について

- ・利用の決定は各施設が行います。決定方法は施設によって異なりますので、事前に利用希望施設に確認をしてください。

③長野市にお住まいのまま、長野市外にある施設の利用を希望する場合(広域利用)

- ・施設への申し込みと別に長野市へ給付認定の申請をし、認定を受けていただく必要があります。保育・幼稚園課(026-224-8031)までお問い合わせください。

④長野市に転入予定の方が転入前に申し込む場合

- ・申請時点では長野市外にお住まいであっても、転入予定として給付認定を申請することはできますが、令和5年4月から利用を希望される場合は、実際の利用開始日(入園式)にかかわらず、令和5年3月末までに引っ越し及び転入の届出をしていただく必要があります。
- ・年度途中からの利用を希望する場合は、利用開始予定日までに必ず引っ越し及び転入の届出をしてください。

⑤申請後、申請内容に変更があった場合

- ・世帯状況(結婚、離婚など)等の変更が生じた場合は、必ず施設へご連絡のうえ、必要書類を提出してください。

3 新制度に移行している施設への入所を検討している方へ



(1) 幼児教育・保育の無償化について

満3歳から5歳児クラスの保育料は、無償化により市または施設への支払いは必要ありません。ただし、預かり保育料^{*}、通所送迎費（バス代）、食材料費（主食費・副食費）、行事費などの実費部分はこれまでどおり保護者負担（無償化対象外）となります。

^{*} 別途申請により無償化の対象となる場合があります。詳しくは「5 預かり保育の無償化について」（6～8 ページ）をご覧ください。

(2) 副食費の免除について

次のいずれかに該当する児童の副食費を免除します。

- ・ 年収 360 万円未満相当（市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下）世帯のお子さん
- ・ （所得階層にかかわらず）3 人目^{*}以降のお子さん

^{*} きょうだいの数え方については、次の「きょうだい区分（きょうだいの数え方について）」をご覧ください。

免除対象となる世帯及びその世帯が利用する施設には、保育料決定通知の際に、免除対象である旨を併せてご通知します（「副食費免除対象範囲」（下表）をご覧ください）。

この免除にかかる手続きはありませんが、免除対象者の確認においては、該当年度の市町村民税所得割課税額を用います。該当年度分の所得に対する申告が行われていない場合や、その当時海外にいて収入資料の提出がない場合は、実際は年収 360 万円未満相当にあたる世帯だったとしても免除対象となりません。

◆ きょうだい区分（きょうだいの数え方について）

- ・ 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯 … 小学校3年生までの範囲で、最年長のお子さんから順にカウント（ただし、就学前の兄弟は教育・保育施設等を利用^注していること）
- ・ “ ” 77,100 円以下の世帯 … きょうだいの年齢に係わらず、生計を一にする最年長のお子さんから順にカウント

注 カウント対象となる兄弟の

『教育・保育施設等の利用』について

教育・保育施設等の利用には、教育・保育施設（幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業）への通所に加えて、企業主導型保育事業・特別支援学校の幼稚部・児童心理治療施設通所部への入所、または児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援等の利用も含まれます（認可外保育施設は含まれません）。ただし、教育・保育施設及び企業主導型保育事業以外を利用している場合は、年度ごとに在学証明書または受給者証の写しの提出が必要です。算定年度の切り替えのため途中から該当になる場合もありますので、必ず年に1回（申し込み時または現況届時）提出をしてください。



副食費免除対象範囲（緑枠内）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分	保育料（月額）		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯	免除対象範囲（緑枠内）		
市町村民税非課税世帯			
市町村民税所得割課税額 77,100円以下の世帯	免除対象範囲（緑枠内）		
77,101円以上の世帯			

注：年齢制限なし（多子制）と年齢制限あり（3年制）の区分は、年齢制限ありの世帯に適用されます。

^{*} 世帯状況にかかわらず、免除対象範囲は表にある階層区分によります。

◆ 算定年度切り替えの時期について

免除対象の確認は、4月から8月までは令和4年度（令和3年中所得）、9月から翌年3月までは令和5年度（令和4年中所得）の市町村民税所得割課税額を用いて行われます。令和5年度の市町村民税所得割課税額が前年度と異なる場合、9月から新たに免除対象となったり、また逆に免除対象から外れたりすることがあります。

・ 市町村民税所得割課税額の算定年度切り替え



(3) 入所後の手続きについて

①教育・保育給付認定内容の変更について

氏名、住所、世帯構成等に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請（届出）が必要となります。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

例1 保護者の離婚（離婚調停中、かつ別居状態である場合を含む）や結婚（事実婚を含む）など、世帯構成に変更があった場合

※ 離婚調停中の場合は、家庭裁判所に『事件係属証明書』を請求し、『変更申請書』に添付してください。

例2 結婚、離婚や養子縁組などによって児童や保護者の氏名に変更があった場合

なお、申請によって新たに副食費の免除対象となる場合は、その提出が月の初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月から対象となります。

②『現況届』の提出について

新年度の継続確認と世帯の状況確認を兼ねて、年に1度『現況届』の提出をしていただきます。詳しくは、利用開始後利用施設を通じてご案内いたします。

③施設の転所について

新制度に移行している施設や保育施設へ転所する場合は、月末退所・月初入所となります。手続き方法については、新制度に移行している施設への転所の場合は「入所手続きについて」（2ページ）を、保育施設への転所の場合は『令和5年度利用のご案内～保育利用版～』をご覧ください。

④施設の退所について

1か月間を超えて施設の利用がない場合は、退所となります。再入所については、各施設での判断となりますので、希望がある場合は退所前にあらかじめ施設とご相談ください。

⑤施設を利用中に長野市外へ転出する場合

長野市外へ転出すると、長野市での給付認定期間は転出日の属する月の末日までとなります。翌月以降も継続して施設の利用を希望する場合は、転出先の市区町村で教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。申請の方法については、転出先の市区町村にご確認ください。

(4) その他

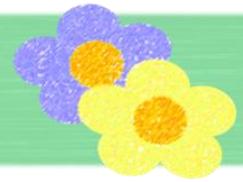
◆ 認定こども園の教育・保育利用の区分変更について

認定こども園は、保護者の保育要件の有無にかかわらず利用できる施設です。例えば、「就労」を理由に保育利用をしている途中で保護者が働かなくなったときでも、満3歳～5歳児で教育利用の受入が可能であれば、給付認定区分を変更して通い入れた施設を継続して利用することができます。

ただし、教育利用から保育利用に利用を変えたい場合は、同じ施設であっても保育利用として改めて申し込みをしていただく必要があります。詳しくは利用施設へお尋ねください。



4 新制度に移行していない施設への入所を検討している方へ



(1) 幼児教育・保育の無償化について

満3歳から5歳児クラスの入園料^{※1}と保育料の合計額に対し、月額上限 25,700 円まで無償化となります。月途中に入退所した場合、その月の上限は日割計算により算定されます。その合計額が、上限の 25,700 円を超えた場合、その差額を施設にお支払いいただきます。お支払いの時期や方法は利用施設によって異なりますので、詳しくは各利用（希望）施設へご確認ください。また、預かり保育料^{※2}、通所送迎費（バス代）、食材料費（主食費・副食費）、行事費などの実費部分はこれまでどおり保護者負担（無償化対象外）となります。

※1 入園年度のみが対象であり、入園料を入園年度の在籍月数で割ったひと月あたりの料金。

※2 別途申請により無償化の対象となる場合があります。詳しくは「5 預かり保育の無償化について」（6～8 ページ）をご覧ください。

(2) 副食費の補足給付について

次のいずれかに該当する児童の副食費については月額最大 4,500 円まで免除（補足給付）します。

- ・ 年収 360 万円未満相当（市町村民税所得割課税額が 77,100 円以下）世帯のお子さん
- ・ （所得階層にかかわらず）全ての世帯の 3 人目[※]以降のお子さん

※ きょうだいの数え方については、「きょうだい区分（きょうだいの数え方について）」（3 ページ）をご覧ください。

◆ 申請方法

後日、利用（希望）施設を通じて、ご案内します。

(3) 入所後の手続きについて

①施設等利用給付認定内容の変更について

氏名、住所、世帯構成等に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請（届出）が必要となります。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

例1 保護者の離婚（離婚調停中、かつ別居状態である場合を含む）や結婚（事実婚を含む）など、世帯構成に変更があった場合

※ 離婚調停中の場合は、家庭裁判所に『事件係属証明書』を請求し、『変更申請書』に添付してください。

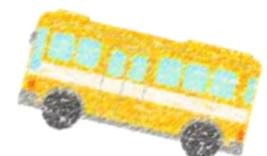
例2 結婚、離婚や養子縁組などによって児童や保護者の氏名に変更があった場合

②『現況届』の提出について

新年度の継続確認と世帯の状況確認を兼ねて、年に1度『現況届』の提出をしていただきます。詳しくは利用開始後、利用施設を通じてご案内いたします。

③施設を利用中に長野市外へ転出する場合

長野市外へ転出すると、長野市での給付認定期間は原則転出日の前日までとなります。転出以降も継続して施設を利用し、無償化を受けるためには、転出先の市区町村で施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。**転出が決まりましたら、転出届出前に利用施設または保育・幼稚園課までご相談ください。**



5 預かり保育の無償化について



幼稚園・認定こども園（教育利用）については、保育の必要性の認定（新2・3号認定）を受けた場合、預かり保育の利用料についても、利用日数に応じて無償化の対象となります（新2号認定なら月額最高 11,300 円まで、新3号認定なら月額最高 16,300 円までの上限あり）。

(1) 対象者

- ・ 保護者の就労等により保育を必要とする3歳児～5歳児（新2号認定を受けたお子さん）
- ・ 保護者の就労等により保育を必要とする市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児（新3号認定を受けたお子さん）

◆ 保育を必要とする理由

保育を必要とする理由	内容（適用条件）	認定有効期間
1 就労	児童の保護者が1か月あたり64時間以上の就労を常態としていること	新2号認定→小学校就学の始期に達するまで 新3号認定→満3歳に達した年度の末日まで
2 妊娠、出産	児童の保護者が妊娠中であるか、または出産後間もないこと	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
3 保護者の疾病、障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があること	1（就労）に同じ
4 同居または長期入院等している親族の介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う介護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居または長期入院・入所している親族の介護・看護にあっていること	1（就労）に同じ
5 災害復旧	火災、風水害、地震などによる復旧の間	災害復旧が完了すると見込まれる日まで
6 求職活動（起業準備を含む）	児童の保護者が求職活動を継続して行っていること	認定の効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
7 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	児童の保護者が1か月あたり64時間以上就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）をしていること	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
8 虐待やDVのおそれがあること		1（就労）に同じ
9 その他市長が認める理由	（上記1～8に類するものと認められる状態にある場合として）別居をしている介護・看護が必要な祖父母がおり、児童の保護者がいつもその祖父母の介護・看護にあっていること	1（就労）に同じ

● 保育を必要とする理由に関する注意事項

① 「1 就労」について

- ・ フルタイム、パートタイム、夜間、自営業をはじめとした居宅内労働など、基本的にすべての就労を含みます。
- ・ 家事、家業手伝い、家庭菜園等で給与を伴わない場合は該当しません。
- ・ 育児休業等を終了し復職する場合、復職日からの認定を事前に申請していただくことができますが、復職した段階で『復職証明書』を提出していただきます。『復職証明書』の提出がなく、復職が確認できない場合、認定を取り消すことがあります。

② 「2 妊娠、出産」について

- ・ 認定期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。ただし、保護者の希望によっては出産（予定）月を含まない3か月以内を限度として延長することができます。

- ・ 認定期間終了後も継続して新2・3号認定を受けることができるのは、生まれたお子さんの預け先があって「1就労」へ変更する場合のみです。育児休業は保育を必要とする理由に該当しませんので、復職等により再び保育を必要とする理由に該当した際に、改めて申請をしてください。

③ 「3 保護者の疾病、障害」について

- ・ 治療または療養の期間が原則として1か月以上に渡るものを指します。ただし、自宅療養者については原則として疾病、障害によって常態的に児童の保育に支障がある場合に限りです。
- ・ 『診断書』の場合はその内容について、市から保護者及び医療機関等に対して詳細の確認をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

④ 「4 同居または長期入院等している親族の介護・看護」について

- ・ 介護・看護を受ける方の状態や介護・看護に要している時間を総合的にみて、保育の必要性があるかを判断します。なお、介護・看護に要している時間には、通常行う範囲の家事（食事の用意や洗濯など）の時間は含まれません。
- ・ 介護・看護を受ける方の状態について、介護保険の利用状況や、『診断書』の内容について、市から保護者及び医療機関等に対して詳細の確認をさせていただく場合がありますので、ご承知おきください。

⑤ 「6 求職活動」について

- ・ 面接のための企業訪問やハローワークでの相談など外出を必要とする活動や、求職サイトや派遣会社への登録等の活動を指します。単なる求人情報誌等の閲覧や電話等、客観的に証明できない場合は求職活動とみなされない場合があります。
- ・ 認定期間が終わる前に『就労証明書』を提出いただくことにより、以降も継続して新2・3号認定を受けることができます。
- ・ 求職活動を理由としたまま期間満了となった場合、同じ年度内に再び求職活動を理由として認定を申請することはできませんので、ご注意ください（保育所・認定こども園（保育利用）・地域型保育事業に利用申し込みをする場合を含む）。

⑥ 「7 就学」について

- ・ 学校教育法に基づく学校への在学及び通学を指し、通信教育・カルチャースクール等は含みません。
- ・ 職業訓練校等における職業訓練を含みますが、求職活動の一環としての取り扱いとなります。求職活動と同じく、認定期間が終わる前に『就労証明書』を提出いただくことにより、以降も継続して新2・3号認定を受けることができます。

⑦ 「9 その他市長が認める理由」における別居している祖父母の介護・看護について

- ・ 祖父母とは、児童からみて祖父・祖母にあたる者とし、認定においては、「4 同居または長期入院等している親族の介護・看護」と同様に取り扱います。

(2) 無償化となる範囲

- ・ 1日あたり 450円 × 利用日数
- ※ 利用日数に応じて月額上限額が変動します（新2号認定なら月額最高 11,300円まで、新3号認定なら月額最高 16,300円まで）。なお、月額上限額を超えた場合は、その差額を施設にお支払いいただきます。お支払いの時期や方法は施設によって異なりますので、詳しくは各利用（希望）施設へご確認ください。

(3) 給付認定申請について

◆ 申請方法

- 申請先 利用（希望）施設
- 提出書類

施設利用申し込みと同時に申請する場合 （『給付認定申請書』に添付して提出してください。）	・ 保育を必要とする理由を証明する書類
施設利用開始後 （年度途中）に 追加申請する場合	新制度に移行している施設を利用している場合
	新制度に移行していない施設を利用している場合
	・ 給付認定申請書（保育認定追加申請用） ・ 保育を必要とする理由を証明する書類
	・ 給付認定変更申請書 ・ 保育を必要とする理由を証明する書類

◆ 申請にあたっての注意事項

①提出書類について

- 申請の際は、「提出書類チェックリスト」(11 ページ) で確認して、必要な書類を不備なく揃えてください。未提出書類があったり、書類に不備があったりした場合、認定が遅れ、希望する期間に無償化の対象とならない可能性があります。
- 同居の祖父母等の保育を必要とする理由を証明する書類の提出は必要ありません。

◎診断書について

4月利用開始の場合は、令和5年2月以降に証明を受け、令和5年3月10日までに提出してください。

未提出書類があったり、書類の訂正等の不備があったりした場合は、確認ができ次第の認定となります。当初の申請日にさかのぼって認定するものではありませんので、早めのご準備をお願いします。



▼ 保育を必要とする理由ごとの必要書類

保育を必要とする理由	必要書類
就労	・ 就労証明書 所定様式 (農業の場合は出荷伝票を添付)
妊娠、出産	・ 母子手帳の写し (表紙・出産予定日が記載されている箇所)
保護者の疾病、障害	次のいずれかの書類 ・ 診断書 所定様式 ・ 障害者手帳 (身体4級以上) 等の写し
同居または長期入院等している親族の介護・看護	タイムスケジュール表 所定様式 と次のいずれかの書類 ・ 診断書 所定様式 ・ 障害者手帳 (身体2級以上) 等の写し ・ 介護保険の要介護3以上の認定結果の写し
災害復旧	・ り災証明書
求職活動 (起業準備を含む)	・ 求職に関する申立書 所定様式
就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	時間割 (カリキュラム) 表と次のいずれかの写し ・ 在学証明書または学生証 ・ 公共職業安定所発行の指示書等
その他市長が認める理由	介護・看護に同じ

※ 所定様式は、利用 (希望) 施設から受け取るか、市ホームページからダウンロードすることができます。

②施設等利用給付認定内容の変更について

- 就労先など保育を必要とする理由等に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請 (届出) が必要となります。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

例1 就労を理由に認定を受けていて、就労状況に変化 (勤務時間の変更など) があった場合や、就労から離れる (退職、産前休暇など) 場合

例2 求職活動を理由に認定を受けていて、就労先が決まった (内定をもらった) 場合

※ 特に、未移行幼稚園を利用されている場合、新2・3号認定の有効期間が切れた場合、基本的な保育料の無償化も対象外となります。変更が生じた場合は速やかに手続きを行ってください。

③『現況届』への保育を必要とする理由を証明する書類の添付について

- 新年度の継続確認と世帯の状況確認を兼ねた『現況届』を提出していただくタイミングで、新2・3号認定を受けている場合は、保育を必要としている理由に引き続き該当しているのかも同時に確認をします。
- 『現況届』提出の際に、保育を必要とする理由を証明する書類を添付してください。
- 詳しくは利用開始後、利用施設を通じてご案内いたします。

④施設を利用中に長野市外へ転出する場合

- 長野市外へ転出すると、長野市での給付認定期間は原則転出日の前日までとなります。転出以降も継続して施設を利用し、預かり保育の無償化を受けるためには、転出先の市区町村で施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。申請の方法については、転出先の市区町村にご確認ください。

保育の必要性の認定 (新2・3号認定) を受けられなかった場合や、途中で認定理由に該当しなくなった場合でも、預かり保育を利用していただくことは可能です。

ただし、無償化の対象とはなりませんので、ご注意ください。



6 施設一覧



幼稚園

★ 長野市幼稚園一覧表

(令和4年9月1日時点)

新制度	施設名(所在地)	定員	通常教育時間 (教育標準時間)	最大開所時間	土曜日開所時間	2歳児 受入	子育て 支援	入園料・保育料 ^{注1}	弁当・給食 実施日数	バス (月額)	制服	電話番号
○	私 بادマ幼稚園 (若松町1028)	55	8:30~15:00	8:00~17:30	自 奇数週 8:00~11:30	○	○	入園料・保育料 0円	弁当 給食 週2日 / 週3日	2,500円	○	234-5858
	私 長野幼稚園 (上松4-22-1)	420	8:30~15:30	7:30~19:00	預 7:30~19:00	○	○	入園料 25,000円* 保育料 26,800円*	弁当 給食 週1日 / 週4日	3,647円 (税込)	○	241-4087
	私 ルンビニ幼稚園 (栗田465)	160	8:30~15:00	7:30~19:00	預 8:00~17:00	○	○	入園料 0円* 保育料 25,700円*	弁当 給食 月2日 / 週5日	2,500円	○	226-7685
	私 長野あけぼの幼稚園 (七瀬中町173)	280	8:40~15:00	7:40~18:00	預 8:40~16:30	○	○	入園料 25,000円* 保育料 25,500円*	弁当 給食 月2日 / 週5日	3,100円	○	226-3419
	私 古牧あけぼの幼稚園 (高田五分-685)	280	8:40~15:00	7:40~18:00	預 8:40~16:30	○	○	入園料 25,000円* 保育料 25,500円*	弁当 給食 月2日 / 週5日	3,100円	○	227-6158
	私 あかしゃ幼稚園 (東和田577)	180	8:10~14:50	8:10~18:00	自 9:00~11:00	○	○	入園料 25,000円* 保育料 25,700円*	弁当 給食 週1日 / 週4日	2,500円	○	243-1432
	私 和光幼稚園 (西和田2-20-22)	150	8:30~15:00	8:00~17:30	自 8:30~11:30	○	○	入園料 25,000円* 保育料 25,700円*	弁当 給食 週2日 / 週3日	3,000円	○	243-1737
○	私 若草幼稚園 (吉田3-15-4)	210	8:30~15:00	7:30~19:00	—	○	○	入園料 25,000円 保育料 0円	弁当 給食 週2日 / 週3日	3,200円	○	241-4151
	私 古里中央幼稚園 (金箱311)	240	8:15~15:00	8:15~18:00	—	○	○	入園料 25,000円* 保育料 25,700円*	弁当 給食 週1日 / 週4日	2,800円	○	296-1616
	私 昭和幼稚園 (柳原1455)	240	8:30~15:30	7:30~19:00	預 7:30~19:00	○	○	入園料 25,000円* 保育料 26,800円*	弁当 給食 週1日 / 週4日	3,647円 (税込)	○	243-6366
	私 みかさ幼稚園 (石渡256)	200	8:30~15:00	7:30~18:00	—	○	○	入園料 25,000円* 保育料 25,700円*	弁当 給食 週1日 / 週4日	2,500円	○	243-0027
○	私 長野北幼稚園 (若槻園地1-385)	130	8:30~15:30	7:30~19:00	預 7:30~19:00	○	○	入園料 25,000円 保育料 0円	弁当 給食 週1日 / 週4日	3,647円 (税込)	○	244-2271
○	私 安茂里幼稚園 (安茂里大門1185-1)	90	8:30~15:30	7:30~19:00	預 7:30~19:00	○	○	入園料 25,000円 保育料 0円	弁当 給食 週1日 / 週4日	3,647円 (税込)	○	226-7688
	私 裾花幼稚園 (伊勢密2-7-1)	280	8:30~15:30	7:30~19:00	預 7:30~19:00	○	○	入園料 25,000円* 保育料 26,800円*	弁当 給食 週1日 / 週4日	3,647円 (税込)	○	227-3632
○	私 こどもの森幼稚園 (上ヶ屋2471-2554)	60	9:00~14:30	8:30~17:00	—	—	○	入園料 80,000円 保育料 0円	弁当 給食 週5日 / —	8,400円	—	239-3302
	私 篠ノ井幼稚園 (篠ノ井布施高田351)	300	8:30~15:00	7:45~18:00	自 9:00~11:00	満3歳児 ○	○	入園料 40,000円* 保育料 31,000円* ^{注2}	弁当 給食 週2日 / 週3日	2,600円	○	292-0468
	私 俊英幼稚園 (青木島大塚1535)	280	8:30~15:00	7:45~18:00	自 9:00~11:00	満3歳児 ○	○	入園料 40,000円* 保育料 31,000円* ^{注2}	弁当 給食 週2日 / 週3日	2,600円	○	284-5575
	私 東長野幼稚園 (小島田町133)	200	8:30~15:00	7:45~18:00	自 9:00~11:00	○	○	入園料 40,000円* 保育料 31,000円* ^{注2}	弁当 給食 週2日 / 週3日	2,600円	○	284-1789
	私 南長野幼稚園 (稲里1-15-12)	270	8:30~15:00	7:45~18:00	自 9:00~11:00	満3歳児 ○	○	入園料 40,000円* 保育料 31,000円* ^{注2}	弁当 給食 週2日 / 週3日	2,600円	○	284-2001

※ 子育て支援 ○ … 子育て支援センター併設 ○ … 園開放・子育て相談

※ 土曜日開所時間 自 … 自由登園、通常登園 預 … 預かり保育(有料^{注3})

注1 新制度に移行していない施設の入園料・月額保育料(★)は、月額上限25,700円までが無償化となります。詳しくは、「(1) 幼児教育・保育の無償化について」(5ページ)をご覧ください。

注2 給食経費を含んだ保育料になります。

注3 預かり保育の利用料は、保育の必要性の認定を受けた場合、利用日数に応じて(1日あたり450円×利用日数)、新2号認定なら月額最高11,300円まで、新3号認定なら月額最高16,300円まで無償化の対象になります。詳しくは、「5 預かり保育の無償化について」(6~8ページ)をご覧ください。

注4 未就園児教室を全施設で実施しています。詳しくは各施設までお問い合わせください。

認定こども園

★ 長野市認定こども園一覧表

(令和4年9月1日時点)

施設名(所在地)	定員	通常教育時間 (教育標準時間)	最大開所時間	土曜日開所時間	2歳児 受入	子育て 支援	入園料・保育料	弁当・給食 実施日数	バス (月額)	制服	電話番号
私 長野ひまわり幼稚園 (若里1-22-16)	130	900~1500	700~1900	預 7:00~19:00	○	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	3,500円	○	226-2342
私 芹田東部こども園 (稲葉2166-2)	15	900~1500	730~1900	-	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	○	226-8332
私 信学会栗田こども園 ^{注6} (七瀬3-6)	6	900~1500	730~1900	預 7:30~19:00	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	○	226-6254
私 古牧東部保育園 (南長池858)	15	900~1600	7:15~19:15	預 9:00~16:00	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	○	243-0470
私 旭幼稚園 (三輪4-1-32)	80	830~1500	800~1900	-	○	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 週5日 / 希望者 週5日可	3,500円 (一家庭につき)	-	232-4363
私 吉田マリア幼稚園 (吉田1-16-24)	60	830~1500	730~1900	-	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	往復2,800円 片道1,800円	○	241-3897
私 信濃ひまわり幼稚園 (大豆島2869)	72	900~1500	700~1900	預 7:00~19:00	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	3,500円	○	221-3788
私 朝陽学園 (南郷125-1)	25	900~1500	700~1900	預 7:00~18:30	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	○	254-5220
市 阜月かがやきこども園 (上野2-120-2)	15	830~1500	700~1900	預 7:00~18:30	-	◎	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	-	295-4100
私 信学会若槻こども園 ^{注6} (若槻団地1-509)	6	900~1500	730~1900	預 7:30~19:00	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	-	243-2070
私 ひかり園 (檀田2-8-22)	70	900~1500	730~1830	-	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	2,500円	○	241-3896
私 小市こども園 (安茂里小市3-8-19)	10	830~1600	730~1900	預 8:30~16:00	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	-	228-6778
私 豊野みなみ (豊野町豊野430-6)	10	830~1630	700~1900	-	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	-	257-4599
私 円福幼稚園 (篠ノ井横田772)	150	830~1500	730~1900	預 7:30~18:30	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 月1日 / 週5日	往復3,000円 片道1,500円	○	292-1094
私 松代幼稚園 (松代町松代167)	50	900~1500	730~1830	預 7:30~18:30	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 週1日 / 週4日	2,500円 ~4,000円	○	278-2041
私 若穂幼稚園 (若穂綿内8602-1)	75	830~1600	730~1900	預 8:30~16:00	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	3,000円	○	282-4412
私 川田 (若穂川田1937)	15	900~1530	730~1900	預 7:30~18:30	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	-	282-2054
私 フレンドこども園 (川中島町今井1344-4)	15	830~1630	730~1900	-	-	◎	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	2,400円	○	284-4315
私 ころぼっくるこども園 ^{注6} (川中島町御厨1258-1)	9	900~1600	700~1830	預 9:00~16:00	-	◎	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	○	286-6868
私 川中島こども園 ^{注6} (川中島町上氷鉦146-1)	15	830~1630	730~1900	預 8:30~16:30	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	-	284-4069
私 丹波島こども園 (青木島3-10-3)	9	900~1600	700~1830	預 9:00~16:00	-	◎	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	○	284-2727
市 なかじょう保育園 (中条2770)	30	830~1500	730~1830	預 7:30~18:30	-	○	入園料・保育料0円	弁当 給食 - / 週5日	-	-	268-3529

注5 令和5年4月認定こども園へ移行予定の施設です(名称は令和4年9月1日時点)。

提出書類チェックリスト（新規申込者用）

この「提出書類チェックリスト」で申し込みに必要な書類を施設で確認してください。
提出の際は、この「提出書類チェックリスト」を持参して添付書類等の確認を受けてください。

所定様式のうち、給付認定申請書及び口座振替依頼書以外の様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

1 全申込者が必要な書類

該当	提出書類	提出確認欄	本書
○	給付認定申請書 兼 利用申込書 所定様式		
○	マイナンバー記入用紙 所定様式		区分共通
	個人番号 番号確認書類（申請者のみ） マイナンバーカード（裏面）または通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票の写し（原本）から1点をマイナンバー記入用紙に貼付 身元確認書類（申請者のみ） マイナンバーカード（表面）、運転免許証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等から1点をマイナンバー記入用紙に貼付		2P

2 保育を必要とする理由を証明する書類（預かり保育の無償化のための保育認定を受ける場合）

該当	保護者の状況	該当者	提出書類	提出確認欄		本書
				父	母	
	就労 (育児休業からの復職を含む)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	就労証明書 所定様式 （農業の場合は出荷伝票を添付）			
	妊娠、出産	<input type="checkbox"/> 母	母子手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されている箇所）			
	保護者の疾病、障害	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	診断書 ^{※1} 所定様式 または障害者手帳 ^{※2} 等の写し ^{※1} 4月利用開始の場合は、令和5年2月以降に証明を受け、令和5年3月10日までに提出してください。 ^{※2} 身体障害者手帳（4級以上）、療育手帳（A1・A2・B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（3級以上）の写し			
	同居または長期入院等している親族の介護・看護	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	タイムスケジュール表 所定様式 と次のいずれかの書類 診断書 ^{※1} 所定様式 、障害者手帳等 ^{※3} の写し、介護保険の要介護3以上の認定結果の写し ^{※3} 身体障害者手帳（2級以上）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1級）の写し			区分共通 6~8P
	災害復旧	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	り災証明書			
	求職活動 (起業準備を含む)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	求職に関する申立書 所定様式 [※] 起業準備の場合は、開業届等も提出してください。			
	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	時間割（カリキュラム）表及び在学証明書（または、学生証の写し） [※] 職業訓練の場合は、時間割（カリキュラム）表及び公共職業安定所発行の指示書等の写し			
	その他市長が認める理由	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	介護・看護に同じ			

3 該当の方のみ追加で提出が必要な書類

該当	状況	該当者	提出書類	提出確認欄		本書
				父	母	
	令和4年1月1日現在の住所 (令和5年9月以降入所の場合は、令和5年1月1日現在の住所)	国内の場合	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	提出書類はありません。		
		国外の場合	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	令和3年中（1~12月）の収入がわかる書類（注） [※] 令和5年9月以降入所する場合は、令和4年（2022年）中		移行 3P
	申し込み時点で住所が長野市外の場合			提出書類はありませんが、利用開始日（4月から利用を希望する場合は3月末）までに必ず引越し・転入の届出をしてください。		区分共通 2P
	市立認定こども園を希望する場合	兄・姉が市立施設に在園中		兄・姉の登録口座を引き続き使用します。		
		初回利用（兄・姉が卒園済を含む） 兄・姉が私立施設に在園中		口座振替依頼書 所定様式		
	申請児童の兄・姉が特別支援学校の幼稚部等を利用している場合			在学証明書または受給者証の写し		移行 3P
	ひとり親世帯の場合			ひとり親世帯であることが児童扶養手当の申請状況等から確認できない場合、追加で資料の提出を依頼することがあります。		区分共通 2P
	離婚調停中の場合			（家庭裁判所交付の）事件係属証明書		区分共通 2P

（注） 収入がわかる書類をご提出の際、証明書の内容が施設に見られたくない場合は、封筒などに封入していただければ、施設は開封することなく市へ提出します。その際は封筒や証明書の欄外に児童氏名及び第一希望施設を必ず記入してください。